

0525

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

丸番付写

安政五年八月  
同六未五日近

御用留稿写

三十冊  
22

011  
176

文011  
號176

和  
平  
書

不忘湯川年中之不

移居不至為報事一牒  
而時在初秋又深秋也雖未及  
及以故終于年后乃移居  
內有之故得其们的確無事所  
中中為何年不至為之報事  
是為所為之故而始知其收

0526

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

御坊村文書印

午子ノ 沖仲村支方留  
多田利

左毛色沙野船奉事の算先  
毛毛毛船事沙野事沙野事  
船事沙野事沙野事沙野事

沙野村存  
佐喜喜

其村舊有者多是而船事沙野事  
農船事沙野事沙野事沙野事  
沙野事沙野事沙野事沙野事  
沙野事沙野事沙野事沙野事  
沙野事沙野事沙野事沙野事  
沙野事沙野事沙野事沙野事  
沙野事沙野事沙野事沙野事

且不修船色難か候事よりは  
今手引蟹等一時も候外に至  
くか極惡からず事多とし如  
は事事不余見か全より引ひ  
牛船有人あらかとせむアシム  
候ヤモ

ナムラ 濱戸方次郎印

別銀色絹縫候事候事  
之處候事候事候事候事候事  
成事候事候事候事候事候事  
未ことか良船お色不候事候事

ナムラ

ナムラ  
浜戸方次郎印

0528

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 2 3 4 5 6 7 8 9<sup>23</sup> 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

高志元

移久久

貿易行

伊名子様手本

別處に色陽市中、之後御手本  
取扱を仰用致か。此中事務所

商才至る配し此上御作業不<sup>可</sup>  
能うべからず

トトナリ

信頼十常存

支那  
支那  
御代官事

引取色陽市中、之後御手本不<sup>可</sup>  
能うべからず、此中事務所

0529

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

板橋を至る所の往来を

すそに 濱戸の往来

寺村

中野

一

別屋と色湯御堂主の元和五年  
被子原と色屋をある古道主

一五〇年

寺村文

寺

中野



御代役御江

重光院御室御堂主の元和八年五月  
御代役御江の事

0530

御坊村文書

文書  
番号

017

3 11 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

事人中身御主事と申す者等は  
御手割衣五枚、中身久々縫半の洋服  
お名前を記せり。又御手割衣五枚の内  
持手、身手、以て五枚の手割衣外焉。左之  
類を中身の白綿の内色より柄有長  
上御手割衣五枚を申す。又五枚の内  
手割衣の内色より淡色の内色を申す。

右之色

今御手割衣五枚の内色不取扱い。而  
氣心引毛色不可取扱。左手、右手、林序  
手不取扱。而目身の内色五枚の内色  
左の内色、右の内色、内色の内色、左の内色  
身の内色、左の内色、右の内色、左の内色  
左の内色、右の内色、左の内色、右の内色

十二月三日

源平商事印

0531

御坊村文書 文書号 017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

年号

壬酉年

何村

何村

何村

何村

何村

何村

何村

何村

右至何年何月何日何時何村何處  
入墳之役何傳何事不外何傳之物不外  
右至何處何時何事不外何傳之物不外  
之處右至何處何時何事不外何傳之物不外

御坊村文書

文書  
番号

017

0532

何村

年号

何村

何村

何村

事も大手取引の如く此の事務局  
者様御用の方々多くお仕事不至る事  
無く、時々月利詰め連絡ある事多し  
之に付合せ

支度金

伊戸海波郎

平成元年中西因久人立正立美志子

一束洋行

一枚納品書

在庫物

已納金 合計三枚 ナニ月  
御用少谷之所戸耕也代銀  
右の手書を後日。先店舗より支へ  
候。此代銀を支へ日月右  
左書入

桔根

支政五年五月

与年 五稻名取帳

経年書入於御傳

一ノ方自以下至高 乃坊村

佐野志

二ノ方自以下至高

乃坊村  
佐野志

佐野志

原木義和相少教育事務所副官長相和  
相人之處在年而相之省多人之無事

安政二年五月

田子致吉翁村  
志野佐野志

久桐仰役所

右之月十九日原木之相大  
乃野志

0534

御坊村文書 文書  
番号 017

3 1m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

御使毛利佐助貞吉子孫  
御手高之郷山田村の慶和和船  
江戸に移りやうと

ナニマニ 湘州の近印

吉村庄兵衛

御使毛利佐助貞吉子孫  
吉村庄兵衛  
吉村庄兵衛の子孫  
吉村庄兵衛の孫  
吉村庄兵衛の孫

ナニマニ 吉村庄兵衛

吉村庄兵衛

將軍

吉村庄兵衛

0535

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

見えず 云々 諸元即此乞諒  
修業家事多事向むる即此乞之近  
御へ多く所發る御光中此修業  
自獨者大至多配地主國作之  
者五配りく所解不以手合之

十六年

久保平左衛門

信郎  
御代官事

才少翁利兵丸、立之利丸、利之  
在所不存の後立之、立所不存の事  
人立翁利兵丸、立之、立之、立之、  
立之、立之、立之、立之、立之、立之

十六年

久保平左衛門

0536

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

うるゝは想是當に付す。おまこ  
あら、あらア。

と相及前後改めて改める文  
字を小移し左出治海の右  
や馬の丸丸歩船ノ江浦を入  
用九ヶ年合計一經傳用言うち

五〇二年六

ナニヤ

湯布子の四井

石村の吉

瀬戸内海

別紙を五まで不就後紙と申す  
内に紙店易義左近紙破乱す  
右者元紙不就人書いや付石

捕ふをあく座布板をりて坐ふ  
候まやき

すすめ

御

村

引領毛乞ち御室之奉行元吉等取  
扱ふる事と申記申中深素一脉川原

監職等下白幕の事と承取手事

候まやき

再付わづ丈

重慶府海道以東事求監職者入金業  
給れ乞う色外多い事と申候まやきと名  
不業も未祐あらうと候事と申伏候  
縦然若解探求事と申致と大店を破却  
者改々くり壁や木下に候監職者うそて

子ノ正月は年々の事

子ノ正月

一合の豆の内に四分之一の金を貰ひ  
一合の豆の内に四分之一の金を貰ひ

豆色

一家教惣人教養牛の教習書

一猪体潔淨酒

一少子供 年月

一己亥正月六日石井(保城)

猪體潔淨

佐藤正月行經

0539

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

右馬鹿子。主事平野名古屋守

一處之鹽人收存。貯于車上。取  
五株。每株下近。皆有木。不  
在。其日浪。色如夏麻。其老者  
不復。已矣。

二月十日

瀬戸市役所

村長印

吉村江戸守。信。市主。高桑。御  
手替。西多。主事。馬鹿。大主。中主。不  
取。其。久。也。不。取。其。主。

二月十日

瀬戸市役所



0540

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

一猪神浦組人教奉上

恭ニ高木家教忠人教奉上中帳

高木八郎子年六

西平左衛門金作

至中元事

一  
和夏後月の色直引を網張想る候  
程正作省五三下れり及以札奉  
立村是江主省高近付原多々所達  
候不善或候此後月の色即直引傳  
張施正作省五三下れり及以札高  
省見と當奉一と年化收合多々要取  
手不手運古道而以候と下

一鷄雲雀一葉瓦片不取鑿於改革  
一枝毛筆一色粗毫一束全不取  
一錠名珠不取多一兩物而存於其手  
若取生徒者也以之以是不求不改其素  
不求其為文以之修稿以是不求其深  
讀者以之教方以之教以所之

卷之二

大國繼李林  
史氏重利

左近色をも少くなく、心や体を全く無  
病の如く飛んで暮る年を送りておは

佛學名疏

老山高妙處  
小山亦復處

至朝之上

一  
物有送馬接傳酒之使  
中止家次右傳弓而善弓脚細之  
故事初往弓而相之不以之善弓  
接弓之弓不善而善之  
中止之使行者如於食之是善者不善者  
行者之使行者如於食之是善者不善者  
接弓而下之善弓而善之八

捨弓之使接酒而相之不  
相之使上之

接酒之使上之

御坊村

本云

御坊村

本云

未月

有色物有家事之使不善者  
莫无极之使而善者不善者

0543

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

庄屋利

御産年賀節店

御別様の色を送候致年々宣美老  
乃御事局の紙書有りて、御渡候志  
乃是不承手候事

秋伊ノ印

御産年賀節

御産年賀節の事、御送候事  
御事局の紙書有りて、御渡候志  
乃是不承手候事

0544

御坊村文書

文書  
番号

017

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

乃今仰玉御に身を爲す中継手  
居候まことに傷心少らず者曾々及種限  
是處へ色姿口音高京卯延ノ名事相  
近見取參交役御く内事行多々お  
考仁之方へある歎歌五言令後石臣町  
車引新くは達れりし木方候多  
徳有く事務乃ちも法政公修業名也  
以經事事之内、實事事難而難て身を無  
及御合ひ是處御是處色波根無口説  
ち而事事と表わゆる事事、身の在る経済  
に在る事事、和也口易く相を多見候知  
和也多く有る事事、和也口易く相を多見候知  
之色波根口説元門若木多見  
脚也御く身事御の様も口易く相を多見

一應取扱事項は後付申候  
前記合意の後御了言事務所に於て  
御見合ひを終り後手續を終了し御座  
本件取扱いに付ては前記合意の後  
御見合ひを終り後手續を終了し御座  
ハキト後之時手續の新規へと改定され  
立石事務所より御合意にて御承認

左記の如きが手續済く事務所に於て  
複数回手續を重ねて不満の如き有り

事務所

一九四五年八月三日第一回

大日本

0546

御坊村文書 文書  
番号 017

3 m 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

即別處之色之後被之於手者一石御  
事而之送而之乃重者也

ニテ

御戸主在節

上高野山ノ節

口多取御伏官

御西度ノルモ草澤子美意天竹外  
浜竹取玉霞名後角石更心五年住  
人木川合古水第生有度不至和年  
右取多喜名源之多く雪洞又記中其  
後度為大根人方へおもす雪洞  
おもす雪洞内見中度山葉石之首外

0547

御坊村文書

文書  
番号

017

3 11 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 2

白魚ノ水取玉五合前前と並び手前  
押根玉取川之前田左右衛門白温泉  
居酒屋の市一弓一通市酒4升  
白銀八五合前中根根在處大野川源  
筋和田江波多井田今市左近和一也  
美濃守主翁義光將子次第外國  
之本城玉取玉取及川合和意玉取君事不  
了之未解行方未定也未人知也  
多代之者多失也桂川信作之次第  
市太田市吉原善右又外官舍心も玉取君  
考案之多是伐船多事多事之為智作  
考古木使大野川之爲御印金玉配ん  
中堂御上中堂御上中堂御上中堂御上  
中堂御上中堂御上中堂御上中堂御上  
中堂御上中堂御上中堂御上中堂御上

致合あり仁ノ爲子也今す侍や  
あへ柳之ノ爲役生也下枝えす侍  
あす有事の爲事紙至空海者有事  
寔日も御參り候事多矣候市也傳  
雨風之身在也一也又以之挂住人  
古今空也空也也度也极候空  
收年中空也候事人主事者空樹  
人以之空也可矣然之承而可也空  
和空處小空事多事人者為事人  
少所及候空也空也而種源空也空  
じうう空也一也空也空也種源也空也  
亦空也空也事也種源也種源也空也  
經有事者大也村役人方空也空也  
候事事有事者大也村役人方空也空也

八月

大月

高木正吉信  
高木正吉信  
内人也今秋大絶元ノ内  
和少除むすび傳ひやま

高木正吉

川原正吉

川原正吉

川原正吉

高木正吉信信

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

0550

支内事

新井伊萬郎

毛利國兵衛

善光村川澤勝久  
喜武  
桂屋村川澤勝久  
左次吉

四村源市

田中佐助郎

山本重之助

大寺村川澤勝久  
左義合信

鶴野義宣郎

上洞村池内勝久  
左武金信

久保田義宣郎

0551

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

寺仙源云

原色

引領へ毛筆を用ひて題名を  
書し其をシテ右の手前へ紙を右側へ元  
手で持つべし

御戸

原色

所定の色の墨で御戸板の右側  
方へ書く事無事所定の手前へ紙を右側へ元  
手で持つべし

原色

年月日を記入  
印を捺す  
落款

0552

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

右色の地角等お合り申す事多有  
交至候や事不直候事申申候  
事申候

主村左近より者大要一ツ松山宣子  
上駒鹿子江和松外既申候事也  
久々申及元御名在左様乞乞乞乞  
之者申候事えど此後考候事也

主村左近

瀬戸市役所

主村左近

主村左近

主村左近

主村左近

主村左近

主村左近

主村左近

主村左近

0553

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

義之於大官上服膺之也舊  
之既生乎事中而人與於中乎  
事

義之十九年

一私之終合而無其伍者及以公私之私  
事人既不為私於事中而無私於事外

既中一夕事之無事之私居來代之私  
事之無事之私居來代之私

未了

力舊之也

法勝之也  
人源之也  
寺主之也

伍者而人也

0554

御坊村文書 文書  
番号 017

3 1 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

左喜  
佐助  
佐和

右喜一九五三一月八日於新居  
中之多發和室之西

貯金利

御戸木屋及  
中村善右辰

中町上人吉右郎事

利即

0555

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

日吉 岩井  
久保春  
山家

不思量意變形之至

衣冠毛種移置傳承委仰上廢失之  
至是る恩幸リ以所形至中シ於是之宣  
傳之御上之極ノ所一說多力於予方ら奉

事事均未立在取之以重付之無所事  
事事均未立在取之以重付之無所事  
事事均未立在取之以重付之無所事  
事事均未立在取之以重付之無所事  
事事均未立在取之以重付之無所事  
事事均未立在取之以重付之無所事  
事事均未立在取之以重付之無所事  
事事均未立在取之以重付之無所事  
事事均未立在取之以重付之無所事

新嘉坡正月廿四日  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士

何事何事  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士  
新嘉坡居士

未了月

日字部古落村

手引摺

手印

右紙本色面付手引方之三承落印  
件印右裏面手引中紙無面付紙手  
書筆第稿印之右邊無手印右  
上紙手印紙印之右邊無手印  
終更復印手印宜為五四年紙手印

未了月

日字部古落村

手引摺

手印

唐戶無落印及

御坊村文書

文書番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

0558

平尾

中田右左衛門

中村左兵衛

平尾

中村左兵衛

平尾

弟中平左兵衛為夜廻連云

儀見石付於中田村幸七人中

一年或十方一中止一中間心也幸方

一承中幸方一固幸方一年是口左行

一進益中幸方一月終是氣濃矢

一取上石付中幸方打破後幸子不立

一云右子幸方

一月一日在野事終合浦行年少  
小倉市  
有也之未終事終合浦行年少

年十月

一月既平而仍不村也於高賀山腰  
5月乃方之春加庵發易金吉善

之居事以村事多拘急也至六月  
事多改之又復發之為村頭拂塵月  
一月既平而始子不復約事急引急也  
御成宿而所居者為子也急也中也  
自是既知之不應之曰族人於中  
而孫女某之名者後復記下至二月  
也之于中而五傳妻某之名也

主の船便を乃ち合せ主

テキ。

石田元八

西村ゆき文移

一卒の年中一省中船一船が主の船房

近江守一月三日限一ヶ月左所

佐々木吉兵衛主計事務所通  
後金子うち 事小倉

一九三五年三月

在色子日生を此ノ船主想  
有ナ往復往来する内屋舟運  
本名不詳不識モヤモ

0561

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

二月九日

御坊村文書

よりは仰仰アヤセ

万石生朝アミ

一馬村中野屋はまのや中野屋  
山野屋山野屋山野屋山野屋

想梅白浪多喜多喜御詔將原  
事人白浪力士後和太兵衛義重仲  
自多喜院萬人子御从生忠介後院  
外所草古保房山之吉殿成安山之吉  
味當志義義正義大忠志義朝山不因能  
軍兵公佐上不公佐上

未了

御坊村文書

0562

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

吉善  
卷三

右色紙序文有之也。右也  
在右者多矣。其序文有之也。右也。  
左也。右也。右也。右也。右也。

右也。右也。右也。

御戸番取而左  
中村長左右

不志主取而左

一  
御戸番取而左  
中村長左右

0563

御坊村文書 文書  
番号 017

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

身志滿不左左反改之先作と悔向  
後多矣心善而改御徳勝重中走  
れ勢中事既執教既大既初不有取  
もすと之を之を是宣傳名及徳中行  
情也事之行筆古漢既一走被深  
公今レ古漢事之走追之既多被私

人本レ行者少御手之身事行  
既服軍行之行上不事行之  
未行月正御村行者無行

吉利春

力無行者即

以祖親者事

皇太村判事處行日行

0564

御坊村文書 文書番号 017

3 m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

別々の事社をうち中古中事の御  
和束の元人新郎御身在室を差  
る吉良平一、お色の御事御用を

アホト 石村東之助

大吉ト 佐伯左衛門

不景氣及高値の社事山代たれ討究  
人役の事有る年中一篇通じて上役  
事務局に在りてお手てと書類交換し  
て仕事に就き、其事務局に於ける  
事務は色々ありてお手てと書類交換  
して居ります

松平左兵衛

伊藤十郎左衛門

0565

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

在日記右邊

日記

養木亭

御飯色は紅色の事多し  
青色一色者多し乃古也  
色不齊者少候事多し

ナニナニ

東洋水産

大根  
右肩左角

至る御製御飯色は紅色の事多し  
青色一色者多し乃古也  
色不齊者少候事多し



0566

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

ヨリ日暮し事多々竹内・佐野子  
ナ飯前アタマノトセ立山(左)右實加利  
捨立シテモテモテモテモテモテモテ  
アキアキアキアキアキアキアキアキ  
シキシキシキシキシキシキシキシキ  
シキシキシキシキシキシキシキシキ  
シキシキシキシキシキシキシキシキ  
シキシキシキシキシキシキシキシキ  
シキシキシキシキシキシキシキシキ

貢方御茶官也

今村加助太田市組屋弓削長治  
伴良兵衛とやうの本姓の本姓の本姓  
折腰す。文政四年冬月村吉作不移ふ  
まもつて送りあわせをと識へん  
わゆるを以て御茶官也とあるをも

御坊村文書  
代永元相者  
ノ事手稿  
ノ第ノ後ノ中

手稿

御坊村文書

御坊村文書

一月吉日  
志南村文書  
隆文書  
左守紀本  
右守紀本  
元和二年正月  
未

未

0568

御坊村文書 文書  
番号 017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

正保村貯金

日高村 貯

深戸市営商店

名志平支那

一松坂 佐吉 佐藤 久賀 有實 佐吉

生野村 有也 佐丸 有也 佐助 佐助  
佐藤 有也 佐助 佐助 佐助 佐助  
有也 佐助 佐助 佐助 佐助 佐助 佐助  
佐助 佐助 佐助 佐助 佐助 佐助 佐助

伊豆支那之小治上

近坊村

未之月

利

右色烈多、有程也御、不平源  
色也、當年不、月、年、古、老  
板、新、年、御、年、御、之、治、上

底屋利

賀戸市店御飯

附、此、事、也、御、之、治、上

山吉

五泊

湯屋

茶谷

藤原

前年上高年下高年小松原

0570

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

廿四石井山惣ノ上町

白川組・佐佐木

下中佐・上町

廿五石井山口下町・中井・上野  
南石井・佐佐木

南石井・佐佐木

廿六・田井・吉永

吉永

廿七・北山・中井

中井・佐佐木

廿八・少池・大石・佐佐木

廿九・横須・高橋・佐佐木

横須

0571

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

湯源

支局

別處に色糸経取手本写の本を下  
る事にて絹糸を引て右村の古洞  
取物所にて其の上に手本を置く

因木毛利子と手本を各持

手本とて、織工乍郎

村店舗中

別處に色糸経取手本写の本を下  
る事にて絹糸を引て右村の古洞  
取物所にて其の上に手本を置く

0572

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

一草紙

貢太少  
奉付申上文

大原家

右相手原見手至可元地不空君  
成若是事至三月过後空當上之  
及於父中歸相在是至不為有  
色無色然而後子終者至之給事  
以是而後左顧之未空之不為有  
事中行者左近者之一ノ傳相  
左翁也得下事

中者相手原見手至可元地不空君  
成若是事至三月过後空當上之

0573

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

御別後色紙経被身衣手足  
走る色紙あはれ此處を詠す  
おまへ不思議な事わざと

三月手

御产

左三月

市本原御て手運御天官御右衛門

少和

毛利御内侍奉事年々嘗て御車  
御車御内侍奉事年々嘗て御車  
御車御内侍奉事年々嘗て御車  
御車御内侍奉事年々嘗て御車  
御車御内侍奉事年々嘗て御車  
御車御内侍奉事年々嘗て御車

三月手

0574

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

漁戶文書

在忠里鄉上小里上

一西村支田金葉每口以耕水田地為主  
之有東方。此時比往常為甚。其老者  
相傳多有年。每口耕不滿畝。在農  
當月未全收。約有六七畝。後是年  
亦無收。步道耕種。萬用往來。  
外多以牛為役。故之。其人少。以資力  
多寡。故今皆不以耕種。或耕或種。而  
耕者甚少。所存者多。而耕者少。則  
耕力降。耕種半失。而收量亦  
多。在農上。多有耕種者。不若平昔。以  
至耕者多。以上。 庚午年正月

0575

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

卷之三

御文庫

以袋在元裏方鑿之。宋人有以鵝之喙在  
以鑿之，多以鵝之喙。又以石在布上鑿之，  
則石亦傳為中等。

卷之三

卷之三

かと  
大祐家は主小林原作アリの上野  
ありそのひがは後後後主の高麗を高  
水源翁南作本山川之上水源翁大  
田翁翁そのへよ高田山高水源翁大  
吉田翁主の高田山高水源翁大

卷之三

古事記の歌の心を身に付けておる  
が、その代りの十萬石の印色の  
御衣を身に着けたのである。石船の心

一ノ作友風の事は終り有り候事  
羨慕の意等も少く陽向ひ而後是れを  
尋ねる事多し所事大之の如く天田  
能登守候五度の間而佐藤吉宣と號  
義和と名を有す者故に其時多め人  
言語連たる所假想を御に於て其事不  
以ては諷諭する所無く此の如き小刀刺  
根の御、小刀の如きの御事不致  
修業也

卷之三

(四)  
戶

年新之四

一高村吉兵らや志佐名御、東小  
室住家に中船木中へ御奉行者心  
古事記の御色沙れ方了義  
船正御子了義、事方了義方五  
之由御前人所處多々を傳ひて下爲  
信日傳ひ一丸也併

本政之  
未ノ月日  
御書  
佐藤  
至之印

0578

御坊村文書

文書番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

不思及以之

一通村五事中事務處事務書  
定不令事務處事務處事務處事務處  
事務處事務處事務處事務處事務處  
事務處事務處事務處事務處事務處  
事務處事務處事務處事務處事務處

四，  
志摩市立志摩中学校

志摩

御坊村文書

中村長三橋脩製事務處事務員  
自來水有村長三橋下見水元  
上若水元修水元修水元修水元  
水元修水元修水元修水元修水元  
水元修水元修水元修水元修水元  
水元修水元修水元修水元修水元

古

村文書事務員

0579

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

元之義へて在郷、豫田松柏合  
糸綾と有官村因和田田子の左  
前大丸と義和船御用を手取  
有持玉市立派入多市一方  
之義も御使ひやう

四月

御戸の御印

内 事

右付御印

一 市 村 直 田 本 田 稲 田 有  
元 伸 有 田 稲 田 有 田 稲 田 有  
直 田 有 田 稲 田 有 田 稲 田 有

0580

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

一地莖刺法乃後繼本種子之發  
生者多形似人故而定刺法  
今夫古產西方太陽九下  
黑毛新於中原有地莖刺法而  
居中者多是之又小莖刺法  
法少之無葉者得後漢之黑毛也  
如若黑毛者皆有之而反始之者  
一而生大根之者不盡而更側之根  
也之毛之將也之根之者不盡而  
然而得者後之者之者

一至可與知者不外乎是是其原莖  
刺法後之根之者不盡而得者大毛  
形取之是也之毛得者之者

大安鑑元首有鑒藍毛壹隻  
綠毛壹隻

左色有鑒法人毛壹隻

宣文印鑒

了

別紙一色藍毛壹隻合毛壹隻  
寫毛壹隻毛壹隻毛壹隻

毛壹隻毛壹隻毛壹隻

本村

毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛

一毛毛下右並地天海村口淨參毛  
毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛  
毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛

而わが身の内を今何所か知る  
之身の内を知りて人へ他の底人和平  
お除衣解後お元合たまはやう  
者取ら文配下至るに至る事一  
石浦主御へ為主事連十者於急  
事事急宜元山口主事取扱方候  
強の如き御て御心

人手本

一年能道未三月第一中賀國厚市  
店服足立 一年考評  
而折居也市 一奥居也市  
一管日代貞元大保大正元吉子の市

0583

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

一色向日方

一葉用安支行

一葉小食事

一板戸之衣也娘

一服物リテ元氣

左色

左起足部上足

一私瓦木綿弓被合東音ハシ

絹生糸脚先立

即被毛ノ裁

半纏也紺糸互に被毛之綾毛取取入

同前有而此一品(不もよふ)え美多

之綾不有有毛毛近上古方高人

玉器之竹馬一以之五林以毛毛為肥  
之高人不輕輕於玉室鑑之也下多有  
佳之縫以左達仲為年上高人

五常元月九日差遣行役者來  
申上志送惠作一統之稱後又  
不復有身外事因奉上書至五常者  
未入報行軍主事官六級不致下  
招其事與上不相合

未了

右三書

五常元月九日差遣行役者來  
申上志送惠作一統之稱後又  
不復有身外事因奉上書至五常者  
未入報行軍主事官六級不致下  
招其事與上不相合

未了

右三書

0585

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

瀬戸文政局

瀬戸文政局及久能経隆、久永  
経心為歎焉。左之手写時序一統志  
於此。右之手写時序一統志  
久永右樹役而乞立所。左之手写時序一統志

久永右樹役而乞立所。左之手写時序一統志

久永右樹役而乞立所。左之手写時序一統志

久永右樹役而乞立所。左之手写時序一統志

久永右樹役而乞立所。左之手写時序一統志

0586

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

當社古事記御戸方江戸町  
役引姫上色絹桂江修母子  
老為也

口多

三田地

大庭屋元

村  
絹

着井村地主三田地川役御戸  
人久保山別殿古事記御戸  
印御主三田地元家少佐山中  
被有此役者努力也

口多

大庭屋元

0587

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

月弓頭方井村地主

御用一  
年九月

御用御名  
五石屋

池戸人江郎

萬葉の御使の事と御用御名  
御用御名御用御名御用御名  
御用御名御用御名御用御名  
御用御名御用御名御用御名

中

四月二十九日

別紙の如く修業を身に付けてゐる  
御用御名御用御名御用御名御用御名

0588

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

御戸方政郎

林  
惣人中

別様写し色即ち原和方政九  
和風のもの陽動空竹幡沿牛角中  
高木不原色猪子弓馬頭照至江  
名乃不原色猪子弓馬頭照至江

1993年 村井文

正  
領事

即ち原和方政九  
和風のもの陽動空竹幡沿牛角中  
高木不原色猪子弓馬頭照至江  
名乃不原色猪子弓馬頭照至江

中出立身在焉其九集之卷之卷大  
經札市治多有至之山林矣確乃厚  
在而善矣陽新多力士下中多與  
方底也一應如沙門所多事也相於  
也者

者村為未年春茶勞所作  
色為是年茶所作不第不  
能之也

甲子  
前村  
底也

古村為未年春茶勞所作不第不  
大其底也平之而得土不第不  
一部破後取其精而之而之

此處有宿主無宿主者  
役人入主者所出者至油之筋  
主者有宿主者

中止

御守印

御守印

御守印

一通兩種文字

居主不無宿主村役人所出者  
役人所出者上所管地主者  
主者下所出者所出者役人役人  
役人所出者主者

0591

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

一五〇元  
少年不食  
此物村

多納村新村

善川吉太  
金子久太  
年未

早年

吉太

一高乃人内

吉太

伴冬之十五

八月

厚毛生毛

朱九月

吉太

山口石井

別處毛生毛  
吉太  
善川吉太  
年未

0592

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

山陽文書

甲子年

五村文書

乙酉年

一馬占不吉往來向年赤瓦物於  
遠中所作造者甚極之經去至是日  
始見白屋有瓦色紅如火矣

一卒赤瓦等物亦甚赤矣

一月既望之日行者皆赤色而行魚也

一月行者相后戶口川也今秋不復有

一馬占赤色之日行者日行相后等

丸之佐山人今秋不復有

一馬占元氣行者多白而赤色者甚多

一馬占下假之候天是正之色而多白者

相熟熟一候了



一萬年ノ者大ハ別ル在原下野役主  
一石役人白引官事無事原源主於  
中止於役主無事

左見色

アホヤリトウシテノ御年高以降内患無  
相又又不令其5アヤリトウシテ

一万年ノ者大ハ別ル在原下野役主  
一石役人白引官事無事原源主於  
中止於役主無事

左見色

御坊村文書

田代

大治元

大治元年正月廿二日  
御坊村文書

0594

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

日 小川第一席

右の白鷺育成場

右方左側

田舎者より下りて

田舎者より上りて

尾色

其村初秋全経産段々荒落參入至後安  
陣丸れ一役耕土の生る御丸れ在於萬  
石引立と在る人牛水灌賣業者と有り  
万石えり下宿の處御仕入有り。其  
般弓伍吉と向角村内石原と有り。之  
如く大店參入し其上ノ種馬人中と通  
不勝枚計。至る上郡今多のう御玉座御  
弓石原と有り。御仕入金を定め加賀村  
御小屋と有り。御仕入金を定め加賀村

0595

御坊村文書 文書番号 017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

方よりお尋ねある何う書類を用ひま  
る事、之セで申すに便り申す

かくの

御戸文書印

御坊村

店舗

かくの

出でやき

某村利兵衛は先れ申下執事至  
りて、之村に手替りを賣ゆれんれ  
人を申下す。又申下す事の統  
合者無し。又申下す事の統合者  
無し。又申下す事の統合者  
無し。又申下す事の統合者

0596

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

御坊村免札  
子年体保ノ節正色年付連  
乍元年以降正色年付連  
外主

一毛蟹

御坊村

御坊村

一毛蟹

森竹枝

在多多年后免札ノ節正色年付連  
貲為費正色年付札以載正色年付連  
後世有存ノ節正色年付札也  
上付免札年付連正色年付連  
後世有存ノ節正色年付連

大庭春光

村人

0597

御坊村文書

文書  
番号

017

3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

20 21 22 23 24 25 26

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

列年乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞  
手也也也也也也也也也也也

中村長ら

御産みの印

村

修力

下るあ村豊中村長ら、列年  
今ち中村の名をもたず

ますまく 不村文宣

又五

人名空也

因子院有村豊

御乳育役

中村長ら

立年沙羅方やとし

0598

御坊村文書 文書号 017

原色  
手

新市之處  
物種方  
徑所不念之事

0599

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

0600

御坊村文書

文書  
番号

017

3m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

0601

御坊村文書

文書  
番号

017

3 m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

c88.c1  
G1  
1-17



0602

御坊村文書 文書  
番号 017

3 1 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

0603

御坊村文書 文書番号 017

3m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26